

日 教 庶 第 4 1 1 号  
令和6年(2024年)9月5日

教育委員 各位

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

### 令和6年度第6回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第7号により、下記のとおり令和6年度第6回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

#### 開催日時

令和6年(2024年)9月11日(水) 午後2時

#### 開催場所

教育委員会室(506会議室)

#### 案件

##### 議案

- 第29号 令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和5年度事業)について
- 第30号 教職員の内申の専決処分について
- 第31号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第32号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第33号 教育委員会職員の分限休職について

##### 請願

- 第6-7号 対都教委”君が代”5次訴訟(7月4日・東京地裁)での、岡田正則・早稲田大学大学院教授(菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否)の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願

#### 報告事項

- 第13号 行政情報の公開請求
- 第14号 通学路合同点検の実施状況について



議案第29号

令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和5年度事業）について

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和5年度事業）を作成し、日野市議会に提出するものです。



議案第30号

教職員の内申の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年9月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》  
教育長専決により内申したので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第31号

教育委員会職員人事の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年9月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第32号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年9月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第33号

教育委員会職員の分限休職について

上記議案を提出する。

令和6年9月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

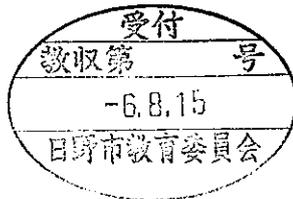
教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職を  
発令するものです。

非公開

## 請願審査

請 願 番 号	請願第6－7号
受 付 年 月 日	令和6年8月15日
件 名	対都教委”君が代”5次訴訟（7月4日・東京地裁）での、岡田正則・早稲田大学大学院教授（菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否）の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願
請願者 住 所 氏 名	

対都教委“君が代”5次訴訟(7月4日・東京地裁)での、岡田正則・早稲田大学大学院教授(菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否)の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願



1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

卒業式等の“君が代”不起立で東京都教育委員会から懲戒処分を受けた都立学校の現・元教職員15人の不当処分取消し第5次訴訟で、東京地裁(野口宣大(のぶひろ)裁判長)が7月4日、103大法廷(約100人の傍聴席は満席)において、「行政法が専門の岡田正則(まさのり)早稲田大学大学院教授に対する証人尋問」と、「原告の現・元教職員3人への本人尋問」を行った。

これを報じた、月刊『マスコミ市民』2024年8月号掲載の教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事【PDFは後日メール。誰でも無料で見られる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2024/07/29も転載】と、「2 具体的請願・分析事項」に掲げる各項とを、本市の全教職員(校長を含む)に周知して頂きたい((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂きたい)。

また、文科省・都教委に、本要望書の内容を踏まえた意見書を出して頂きたい。

日野市教委にあっては、

[1] 第2次に当たる2003年“10・23通達”はもとより、99年10月の第1次通達より前の、99年4月の南平小入学式で、“君が代”ピアノ伴奏を断った音楽専科教諭に対し、当時の畑石重輝校長の「ピアノがいい」という根拠なき主義・主張だけに偏重し、都教委にチクリ、超不当な戒告処分を発出させてしまい、多くの保護者・地域住民たちの反発を買った [2] [1]の不当処分後、南平小校長室で「私はロボットにはなれません」とお述べになった音楽専科教諭に対し、当時の矢野優教頭(08年4月に夢が丘小学校校長に出世。のち引退)が(“君が代”を弾く40秒間)「ロボットになりなさい」と放言した。(ただ、不当処分撤回訴訟では、最高裁で残念ながら御用裁判官らの“多数”で敗訴したけれど、藤田宙靖(ときやす)裁判官は反対意見を明記しておられ、日本にはロシアのウラジミール・プーチン容疑者(71歳)のような全体主義に陥らない良心的な最高裁判事がいたことは分かる)

—という、2つの大きな柱において、教育内容への不当政治介入に踏み切った“前科”がある(“10・23通達”下では日野7小の不起立の教諭を戒告処分させている)。

こういう経緯もあり、前記・東京地裁103大法廷には、本市の数人を含む約100人が傍聴していた—という事実も踏まえ、9月//日(日)の定例会では、前記『マスコミ市民』の記事と以下の本文を、堀川拓郎さんと4人の教育委員、長崎将幸さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂いた上で、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようにではない、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂きたい。

2 具体的請願・分析事項

2-1 自民党の菅義偉首相(75歳。改憲政治団体・日本会議にも所属)当時、学術会議会員の任命を拒否された6人の学者の一人である、岡田正則教授の証言を、月刊『マスコミ市民』2024年8月号が要約して報じている5つは、全て本市の全教職員に周知して頂きたいし、文科省・都教委にしっかりと事実を伝える意見書を出して頂きたい。

だが、「5つ全て」が難しければ、『マスコミ市民』の報じるうちの「2」と「5」の、以下の下線部は最低限、周知等して頂きたい。



2 →国連のILO(国際労働機関)とUNESCO(国際教育科学文化機関)の合同委員会(C.E.A.R.T(セアート))は、19年3月と22年6月の2度、日本政府に「愛国的な式典(“君が代”起立強制的都教委流卒業式等)に関する“規則”に関し、教員団体と対話する機会を設ける。式典に関する教員の“義務”は、国歌斉唱に参加したくない人にも対応できるものに」等の是正勧告を行った。また、国連自由権規約委員会は22年11月4日、「都教委による教職員や児童生徒等への“君が代”起立・斉唱強制に、懸念(serious concern)を表明」する第7回日本審査総括所見を公表した。/これら一連の国連の勧告等は、日本政府も都教委も尊重し対応しなければならない。

5 →日本が国際社会において民主主義国家だと言うなら、都教委が憲法第19条の「思想・良心の自由」に触れる“君が代”問題で、不当処分発出事件を起こし続けていること自体、恥ずかしい。

2-2 後日添付する、月刊『紙の爆弾』22年3月号が、

—“君が代”時の不起立・ピアノ不伴奏の教職員は懲戒処分になると“力尽く”で脅迫し、起立・ピアノ伴奏を強制し続けている“10・23通達”は、横山洋吉教育長(石原慎太郎知事が任命。23年2月80歳で死去)ら都教委官僚が古賀俊昭(自民。20年3月72歳で死去)・土屋敬之(民主党除名後、一人会派等を経て引退)の両右翼都議、国家主義発言の目立つ鳥海巖(とりうみいわお)・米長邦雄の両都教育委員(いずれも石原慎太郎氏が任命)らの政治圧力と癒着し発出した。—

と、具体的に暴き出している通り、“10・23通達”は政治塗(まみ)れの産物だと、本市の全教職員に周知して頂きたいし、文科省・都教委にしっかりと事実を伝える意見書を出して頂きたい。

その際、「横山洋吉氏は、教育長という職にありながら、自民党の政治集會に数回登壇した」という、(当時の現職の都教育長が教育基本法第14条の定める政治的中立性に違反していた事実も、周知して頂きたい。

2-3 「2-2」については、月刊『紙の爆弾』22年3月号が「7」「8」で報じる、

——鳥海巖・米長邦雄両教育委員(いずれも当時)の放言が、教職員への人権侵害や、校長へのプーチン容疑者のような脅迫に当たる。——

という事実を、本市の全教職員に周知して頂きたいし、文科省・都教委にしっかりと事実を伝える意見書を出して頂きたい。

↓

7 →教職員への人権侵害→都教委が04年4月9日に開催した教育施策連絡会(都の公立学校校長や区市町村教育委員を対象)で、鳥海巖氏は入学式・卒業式等の“君が代”強制に反対する教職員を非難し、「企業の改革でも、わずかの少数派はあくまで反対。これは徹底的に潰さないと禍根が残る。特に半世紀巣くってきているがんだから、痕跡を残しておくわけにはいかない。がん細胞を少しでも残すと、またすぐ増殖してくるのは目に見えているわけです。徹底的にやる」と放言。自分と違う思想の教職員を差別・敵視し、「がん細胞」呼ばわりする同氏こそ、教育委員不適格である。

8 →校長へのプーチン容疑者のような脅迫→04年5月24日の都教委定例会で米長邦雄氏が「逆らった(“君が代”起立等の職務命令を口頭で発したが、文書での個別命令は出さなかった)校長を呼びつけて、お詫びをさせるべきだ」と発言。内館牧子教育委員(石原氏が任命)が賛同しフォローした。

2-4 11年4月の入学式から連続10回、“君が代”不起立を貫いた田中聡史(さとし)都立特別支援学校教諭を含む現・元教職員13人が処分取消し等を求めた“君が代”第4次訴訟で、最高裁が19年3月28日、「減給処分は違法」と判じ、都教委に対し「田中さんの13年3・4月の卒業・入学式での4・5回目の不起立への減給処分の取消し」を命じる判決を出した。ところが都教委の藤田裕司(ゆうじ)教育長(小池百合子知事が任命)は20年12月25日、8年近くも遡(さかのぼ)って(判決確定からも1年9か月後)、「報復」の戒告処分を2件出し直す再処分を発令した。

都教委が“君が代”不起立等教員に懲戒処分“発令”時、手渡す“処分理由書”は、前記「13年3・4月の卒業・入学式での減給処分時」と、「19年3月28日の同処分取消し判決後に出し直した戒告の再処分時」との“処分理由”が、全く同文だった。

この“処分理由”が全く同文”という事案に対

して、岡田正則教授は、

——これはあり得ないことで、違法だ。(仮に再処分する側に立つとしても)「減給処分取消し判決を踏まえ、こう修正しました」と説明しなければならぬ。——

と証言なさった。

この“処分理由書”を巡る、都教委の異常さ・違法性を、本市の全教職員に周知して頂きたいし、文科省・都教委にしっかりと事実を伝える意見書を出して頂きたい。

2-5 月刊『マスコミ市民』2024年8月号は“君が代”第5次訴訟の原告の現・元教職員15人のうちの、3人への本人尋問」を報じている。このうち、2人目の都立高・地理科男性教諭は、

——①式の君が代時に着席していると、副校長が3回も「先生、立って下さい」と言いに来た。副校長はこうして監視した内容を記録し、都教委指導部に出したのだろう、②第1次通達時は式開始前、生徒に「君が代起立・不起立は各自の判断で」等の説明が可能だったが、“10・23通達”発出後は、こういう「思想・良心の自由の説明」を朝のHRで行うことすら(懲戒処分一步手前の、都教委に呼び出での)嚴重注意になってしまう、③君が代時「立たない」と「立てない」は違う。外国にルーツを持つとか宗教上の理由等で、「立たない」生徒はいる。——

等証言した。

このうち②の、式開始前、児童・生徒に「君が代起立・不起立は各自の判断で」等の説明をすること——は、都立学校では99年の第1次通達下ではできていた。

本市の小中等でも、式開始前、児童・生徒に「君が代起立・不起立は各自の判断で」等、思想・良心の自由の説明をすること——

は、堂々とやっても良いのではないか(本会は“君が代”は廃止するべきだという考えなので、やや遠慮がちな求めではあるが…)。また、この点は、本市の全教職員に周知して頂きたい。

2-6 月刊『マスコミ市民』2024年8月号の報じる通り、「本人尋問」の1人目の都立高・英語科元女性教諭は、

——“君が代”不起立に対し都教委や校長が仕掛けてきた不利益については、「通常は持ち上がる2年から3年での担任外し。主任教諭の選考で不合格」——等を証言している。

これら「担任外し」「主任教諭の選考で合格していたのに、取消=実質的な不合格」は、都教委による、プーチン容疑者ばりの政治的ないじめ、かつ人権侵害だと、本市の全教職員に周知して頂きたいし、文科省・都教委にしっかりと「君が代”不起立教職員への差別・いじめ・嫌がらせはやめなさい。都教委の官僚らは、いい歳をして大人げないよ」という意見書を出して頂きたい。



報告事項第13号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年9月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	8月3日	8月19日	東京都教育委員会より5月から6月に依頼の「東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向かくにんについて（調査票）6年度について公開していただきたい。	全部公開
2	8月15日	8月29日	15日の教委定例会の中で中学校教科書選定（の過程）について報告があったうち、(1)教科書展示会で出た意見のうち、個人名を除いたもの（確か31件と聞こえた）、(2)教育委員の選定の勉強会があったというが、その勉強会なるものの記録、及びそこに出た資料のうち、中学の歴史・公民・道徳に関する資料一式	全部公開及び 部分公開及び 不存在

報告事項第14号

通学路合同点検の実施状況について

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年9月11日 提出

日野市教育委員会  
教育長 堀川 拓郎

# 令和6年度 通学路合同点検

## 1. 合同点検実施校及び日程等（6校） ※3周目の合同点検。

日程	学校名	点検箇所	参加者数
7月24日（午前）	東光寺小学校	9箇所	11名
7月25日（午後）	日野第七小学校	8箇所（うち再点検1箇所）	06名
7月26日（午前）	日野第四小学校	7箇所	14名
7月29日（午前）	日野第一小学校	5箇所	08名
8月08日（午前）	日野第三小学校	5箇所	08名
8月09日（午後）	仲田小学校	7箇所	11名

教育委員会以外からの参加者：副校長、生活指導主任、保護者、地域の見守り活動の方、道路課、区画整理課、日野警察、東京都南西建(都道のみ)

## 2. 合同点検当日の内容

- ◇参加者全員で点検箇所（危険箇所）を確認。
- ◇各点検箇所で、学校・PTAの方から危険箇所の状況を説明。
- ◇危険箇所の状況を確認し、各管理者より説明。
- ※熱中症対策として、自動車移動（1校）、自転車移動（2校）を混ぜて実施。

## 3. 点検実施後の流れ

- (1) 対策必要箇所実施メニューの検討  
合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所について、危険箇所ごとに、いつ、誰が、どのような対策をするのか具体的な実施メニューを検討。
- (2) 点検結果及び対策必要箇所の報告（11月を予定）  
実施した点検については、各小学校の点検結果と今後の対策必要箇所について一覧表を作成し報告。
- (3) 危険箇所について対策の実施  
対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう各関係機関で連携を図り、実施可能な対策から随時実施。
- (4) 通学路合同点検の推進会議（報告会）を開催（2月頃を予定）  
対象年度に実施された合同点検の内容について、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し推進会議（報告会）を実施。

## 4. その他

現在、市内の電柱約1,200箇所に設置している通学路案内表示板(文看板)について、管理会社から、今年度より5年更新ごとに更新料を徴収する旨告げられた。更新料の総額が1200万程度見込まれることから、より費用対効果の高い交通安全対策にシフトすべく、今後の運用の見直しについて、教育委員会の方向性(案)を合同点検実施に合わせて説明。昨年度実施の6校に引き続き、学校及び保護者から意見徴収し、今年度実施の6校とも概ね了承を得た。